

日本発農作物資源の利用で 国と地方自治体間にギャップ

地球研、龍谷大の研究グループが調査

総合地球環境学研究所の
小林邦彦研究員と龍谷大学

の西川芳昭教授の研究グループは、都道府県を中心に、種子を共有する場「種子コモンズ」の可能性を検討するため、新品種開発や共有の現状を調べた。その結果、農家等による都道府県が開発した新品種や育成のために収集した種子の入手、利用が、必ずしも資源アクセスの観点から促進されているのではないことがわかり、植物遺伝資源の取得を容易にするため国際条約を締結した政府の思惑と相反する

ことが明らかとなった。

穀物、果樹、花卉などの農作物の種子は、食料生産としてだけでなく、新たな品種の育種・開発にも欠かせない。このため生物資源、遺伝資源として種子を保護し、共有しようとする国際社会は、新品種の開発と保護に

関する国際条約（UPOV条約）、農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）を採択し、協力体制を敷いている。研究グループは、まずITPGRFAとUPOV条約の国内実施状況を分析

して、国がどのような方針や慣行に従って条約に臨んでいるかを明らかにした。次に、品種登録のデータベースによって、地方自治体の意向を分析するとともに、アンケート調査を実施し、地方自治体の政策と実践を説明し、国内の種子を共有する「種子コモンズ」の構築の可能性を探った。

面条約の国内実施状況を分析したところ、新たな品種が開発された後、譲渡、収穫、品種開発という過程の中で、種子を遺伝資源として扱うか、生物資源として扱うかの二つの側面が生

まれていることが分かった。ITPGRFAでは、重要な作物種の種子などを入手しやすくするため多国間制度「MLS」が構築され、締約国にはジーンバンク（遺伝子バンク）が保有する遺伝資源を提供すること、提供に当たっては、共通の契約書として「定型の素材移転契約（SMTA）」を使用することが義務付けられている。日本では農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）がジーンバンクを運営している。

UPOV条約では、各国が共通の基本ルールに基づき、植物の新品種を保護し、さらなる品種開発や利用促進することを目指している。「育成者権を与え、保護する」ことを義務付けるのは、あくまで締約国であって、農家や種苗会社ではない。日本は現在1991年に改正された「UPOV 1991条約」を締結している。この条約改正を踏まえて、日本の種苗法も改正されている。ITPGRFAの下では、種子コモンズとしてのMLSがある。提供した種子を遺伝的に改良して新たな品種が開発された場合、1991年のUPOV条約は、多品種を育成する目的で、種子の譲渡を受け、新品種を開発した行為に対しては、育成者権を認めないとしており、整合性は保たれている。さらに、地方自治体による品種の開発状況、種子の配布の実態を約40年間のデータおよびアンケート調査から分析した結果、種苗法に基づき地方自治体の品種登録申請数について、北海道や長野のように過去40年間で200種以上の品種を開発している地方自治体がある一方で、滋賀や大阪のように同期間の品種登録申請数が10以下の地方自治体も確認された。育成品種の配布、制限に関するアンケート調査では、回答した8割以上の地方自治体が、育成者権が付与された品種を「管轄内の生産者や生産拠点にのみ配布している」と回答。6割の地方自治体が、配布された品種の種子の再配布を制限しているという実態が明らかになった。

過去40年間で、都道府県の公的機関が開発した花卉園芸や農作物2814種の新品種のうち、ジーンバンクのあるNAROが保有しているのは130種、わずか8%に過ぎない上、NAROを通じて、「定型の素材移転契約（SMTA）」で海外に配布することができず品種はわずか2種となっている。こうした地方自治体の実態は、植物遺伝資源へのアクセスを容易にするMLSのようなメカニズムを確立したITPGRFAの精神に賛同する国の考えと相反していることが示唆された。研究グループでは「今後、企業や個人育種家、公設試験研究機関、大学、農家など、視点が異なり得るステークホルダーが参加可能な種子コモンズを形成するには、どのような条件を整えば良いのか」ということを、この研究成果を基礎に、さらに研究を進めていきたい」としている。